

論文要旨

律蔵における四波羅夷法経分別の研究

李 薇

本研究は律蔵の四波羅夷法における各資料の間の矛盾点を考察し、各律の新古を追求するものである。五章で構成される。

第1章は第一波羅夷法姪戒の考察である。主に『摩訶僧祇律』の姪戒因縁譚の特殊性を考察する。上座部五部広律（パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、「根本説一切有部律」）の姪戒因縁譚はそれぞれ異なるが、ある程度は類似していると言える。しかし、大衆部に属する『摩訶僧祇律』の姪戒因縁譚の事例数は18例であり、パーリ律の3例より15例も多い。この章では第一波羅夷法姪戒因縁譚の形について、『摩訶僧祇律』にある形（18例）が古いのか、他の広律の形（3例）が古いのかという問題を中心に考察する。

第2章は第二波羅夷法偷盜戒の考察である。この章では課題を四つ提示する。(1) パーリ律因縁譚において、偷盜によって世間で死罪となる判定基準は盗物の金額であるが、その金額の単位が「パーダ」から「マーサカ」に変わった可能性、(2) 偷盜戒条文には元々大臣という語があったのか、(3) 『摩訶僧祇律』条文の「随盜物」(yathārūpeṇādinnaḍānena) に対応する解釈が新しく挿入された可能性、(4) 『摩訶僧祇律』条文解釈で「随盜物」の解釈と関連する「分齊」の記述は新しい可能性という四つの課題である。

第3章は第三波羅夷法断人命戒の考察である。六部広律の断人命戒の条文と語義解釈部分には自殺が含まれているか否かを考察する。また、条文だけではなく、自殺と最も関連する投身の事例も分析する。この事例は「比丘が山または崖など高いところ

から飛び降りて、他の人の上に落ちて、この人を死なせた。世尊は比丘のこの投身行為に対して罪の判定をした」というものである。この章では、これらの事例から、各律の新古の一つの可能性を提示する。

第4章は第四波羅夷法妄説得上人法戒の考察である。この章で主に考察するのは、上座部五部広律の因縁譚にある大賊の記述である。パーリ律の妄説得上人法戒因縁譚では、世尊が妄語した比丘たちを叱った時、五大賊を取り上げて、妄語した比丘たちが最大の賊であると叱った。この大賊の記述も『四分律』、『五分律』、『十誦律』、「根本説一切有部律」には見られ、『摩訶僧祇律』には見当たらない。大賊の記述について、平川彰はパーリ律、『五分律』、『十誦律』三律は内容的に合致すると説いているが、各律間の違いについては言及していない。大賊の記述、特に第一大賊について詳しく検討した上で、上記資料の中で、パーリ律妄説得上人法戒因縁譚と『十誦律』第50巻の「増一法」（律蔵の附随に該当する）の記述が最も合致することを提示する。

パーリ律の判定事例集は経分別にあるが、漢訳広律の対応部分は経分別には存在せず、犍度部或いは附随に存在している。判定事例集に関する考察を第5章とする。この章では、判例集の存在する箇所及び対応する条文の範囲について説明する。そして、判例集に関する先行研究及び各律の判例集の特徴を紹介した上で、『十誦律』判例集にある「狂心」などの解釈が『阿毘達磨大毘婆沙論』から影響を受けた可能性を考察する。最終的には、上記の考察に基づいて、各律の判例集の新古順を推測する。

上記の通り、第一波羅夷罪姪戒から第四波羅夷妄説得上人法戒に至るまでの経分別、さらに判例集に関する考察を積み重ねることで、本研究は、律蔵が現在の広律に形を変化させた歴史的過程を明らかにすることを目的としている。